

広島県告示第五百六十八号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定によつて、次の地域を農業振興地域に指定する。

その関係図面は、広島県農林水産部農水産振興局農業経営室及び広島県芸北地域事務所農林局に備え置いて、縦覧に供する。

平成十九年五月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称	区 域
安芸太田農業振興地域	<p>安芸太田町のうち、別図で紫色に着色した部分（平成十一年農林水産省訓令第二号に基づき定められた国有林の林班番号二二三から二二六まで、二二八から二三三まで及び二三七の区域）、赤色に着色した部分（平成十五年広島県告示第五百四十八号太田川森林計画に定められた民有林の旧加計町の林班番号二九、五三から五七まで、六一のうち大字下殿河内字上山八九九、大字加計字本谷一五七五番地の二及び字本谷一六二六番地の一から四まで、六四から六六まで、一一一、一二二、一三〇、一三五、一三七の区域、旧筒賀村の林班番号二から九まで、一二から一六まで、一八、二二から二六まで、二八、二九、三一から三八まで、四三、五二、六七、六八、七六の区域、旧戸河内町の林班番号七、八、一三、一五、一六、二六、二七、二九、三〇、三五、三九、四〇、四三、四四、四八、四九、一六一、一七四、一七五、一八九、一九二から二〇一まで、二二八、二三〇から二三三まで、二三六から二四三まで、二四八、二四九、二六〇、二六五、二六六の区域）及び桃色に着色した部分（昭和四十四年厚生省告示第五号で指定された西中国山地国定公園の区域）に該当する土地の区域を除いた区域（別図略）。</p>